

札幌圏都市計画土地区画整理事業の変更
(札幌市決定)

都市計画篠路駅東口土地区画整理事業を次のように変更する。

名 称		篠路駅東口土地区画整理事業				
面 積		約 5.1ha				
公 共 施 設 の 配 置	道 路	種 別	名 称		これらについては、別に都市計画において定めるとおりとする。	
		幹線街路	3・4・197	篠路駅東通		
		特殊街路	8・7・39	高架側道 7 号線		
	上記の都市計画道路により交通結節点としての機能強化を図り、また、地域に相応した区画道路（標準幅員 8.0、10.0m）、自転車・歩行者専用道路（標準幅員 6.0m）を適正に配置する。					
	公園及び緑地	公園は、街区公園の誘致距離や土地利用を想定して施行区域内に 1 箇所適正に配置する。				
	その他の 公共施設	上下水道は、既設道路については整備済みである。新設道路や既設道路のうち更新が必要な個所については、道路計画を基にして適正に配置する。				
宅地の整備		<p>「篠路駅東通」、「篠路駅中央通」、「横新道」沿線については、商業、業務、医療等の土地利用を想定し、適正な街区形成を図る。その他の区域については住宅地としての良好な環境が保たれるよう配慮する。</p> <p>街区の規模は、商業・業務・医療・福祉などの多様な都市機能と居住機能の集積が図られるようそれぞれの街区の特性を想定して約 3,000 m²～12,000 m²とする。</p>				
「施行区域は、計画図表示のとおり」						
<p>理由：本地区は、平成 25 年度に策定した「札幌市まちづくり戦略ビジョン」において地域交流拠点として位置付けられており、すでに駅西側での再開発事業や駅前広場整備など一部の事業が完了しているが、鉄道による東西分断や横新道における慢性的な交通混雑、東口駅前広場の未整備など社会基盤がぜい弱などの課題を抱えており、これらの課題解決のため、本区域において土地区画整理事業を施行するものとして、平成 29 年度に都市計画決定したものである。</p> <p>今回、3・4・197 号篠路駅東通の区域変更（駅前広場）に伴い、都市高速鉄道の一部区域変更にあわせ施行区域の一部縮小を行うとともに、区画道路と公園の配置・形状の変更、さらに篠路駅から行政施設（篠路出張所）へのアクセス路を確保する必要性から、当初区域の北側について施行区域の拡大を行うものである。</p>						

計画書新旧対照表

新

札幌圏都市計画土地区画整理事業の変更
(札幌市決定)

旧

札幌圏都市計画土地区画整理事業の決定
(札幌市決定)

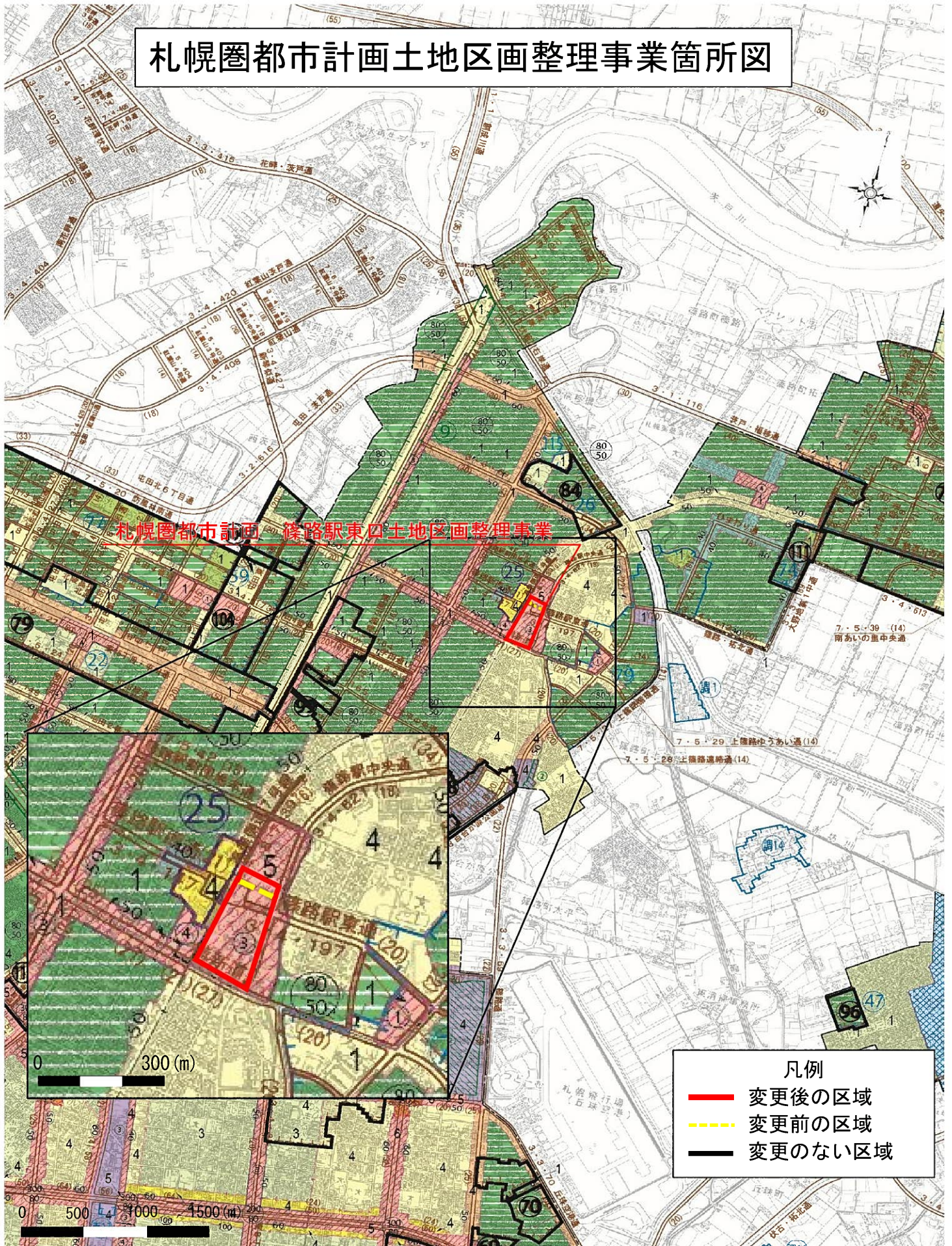
都市計画篠路駅東口土地区画整理事業を次のように変更する。

都市計画篠路駅東口土地区画整理事業を次のように決定する。

名称	篠路駅東口土地区画整理事業			
面積	約 5.1ha			
公共施設の配置	道路	種別	名称	これらについては、別に都市計画において定めるとおりとする。
		幹線街路	3・4・197 篠路駅東通	
		特殊街路	8・7・39 高架側道7号線	
	上記の都市計画道路により交通結節点としての機能強化を図り、また、地域に相応した区画道路（標準幅員 8.0、10.0m）、自転車・歩行者専用道路（標準幅員 6.0m）を適正に配置する。			
公園及び緑地	公園は、街区公園の誘致距離や土地利用を想定して施行区域内に1箇所適正に配置する。			
	その他の公共	上下水道は、既設道路については整備済みである。新設道路や既設道路のうち更新が必要な個所については、道路計画を基にして適正に配置する。		
宅地の整備	「篠路駅東通」、「篠路駅中央通」、「横新道」沿線については、商業、業務、医療等の土地利用を想定し、適正な街区形成を図る。その他の区域については住宅地としての良好な環境が保たれるよう配慮する。 街区の規模は、商業・業務・医療・福祉などの多様な都市機能と居住機能の集積が図られるようそれぞれの街区の特性を想定して約 3,000 m ² ～12,000 m ² とする。			
「施行区域は、計画図表示のとおり」				
理由：本地区は、平成 25 年度に策定した「札幌市まちづくり戦略ビジョン」において地域交流拠点として位置付けられており、すでに駅西側での再開発事業や駅前広場整備など一部の事業が完了しているが、鉄道による東西分断や横新道における慢性的な交通混雑、東口駅前広場の未整備など社会基盤が弱いなどの課題を抱えており、これらの課題解決のため、本区域において土地区画整理事業を施行するものとして、平成 29 年度に都市計画決定したものである。 今回、3・4・197 号篠路駅東通の区域変更（駅前広場）に伴い、都市高速鉄道の一部区域変更にあわせ施行区域の一部縮小を行うとともに、区画道路と公園の配置・形状の変更、さらに篠路駅から行政施設（篠路出張所）へのアクセス路を確保する必要性から、当初区域の北側について施行区域の拡大を行うものである。				

名称	篠路駅東口土地区画整理事業			
面積	約 4.4ha			
公共施設の配置	道路	種別	名称	一部区域（駅前広場）の変更
		幹線街路	3・4・197 篠路駅東通	
		上記の都市計画道路により交通結節点としての機能強化を図り、また、地域に相応した区画道路（標準幅員 8.0、10.0m）、歩行者専用道路（標準幅員 4.0m）を適正に配置する。		
	公園及び緑地	公園面積は、施行地区面積の 3%を確保するものとし、駅前広場との一体的なオープンスペースとしての利用及び誘致距離を勘案して街区公園 1 箇所を適正に配置する。		
その他の公共	上下水道は、既設道路については整備済みである。新設道路や既設道路のうち更新が必要な個所については、道路計画を基にして適正に配置する。			
宅地の整備	「篠路駅東通」、「篠路駅中央通」、「横新道」沿線については、商業、業務、医療等の土地利用を想定し、適正な街区形成を図る。その他の区域については住宅地としての良好な環境が保たれるよう配慮する。 街区の規模は住宅地においては短辺 40m、長辺 100mを標準とし、その他についてもそれぞれの土地利用に合致するよう適正な街区の形成を図る。			
「施行区域は、計画図表示のとおり」				
理由：本地区は、平成 25 年度に策定された「札幌市まちづくり戦略ビジョン」において地域交流拠点として位置付けられており、すでに駅西側での再開発事業や駅前広場整備など一部の事業が完了しているが、鉄道による東西分断や横新道における慢性的な交通混雑、東口駅前広場の未整備など社会基盤が弱いなどの課題を抱えている。 これらの課題解決のため、JR 札沼線鉄道高架事業、横新道の道路拡幅事業などと併せて、本区域において土地区画整理事業を施行するものである。				

札幌圏都市計画土地区画整理事業箇所図



札幌圏都市計画 篠路駅東口土地区画整理事業

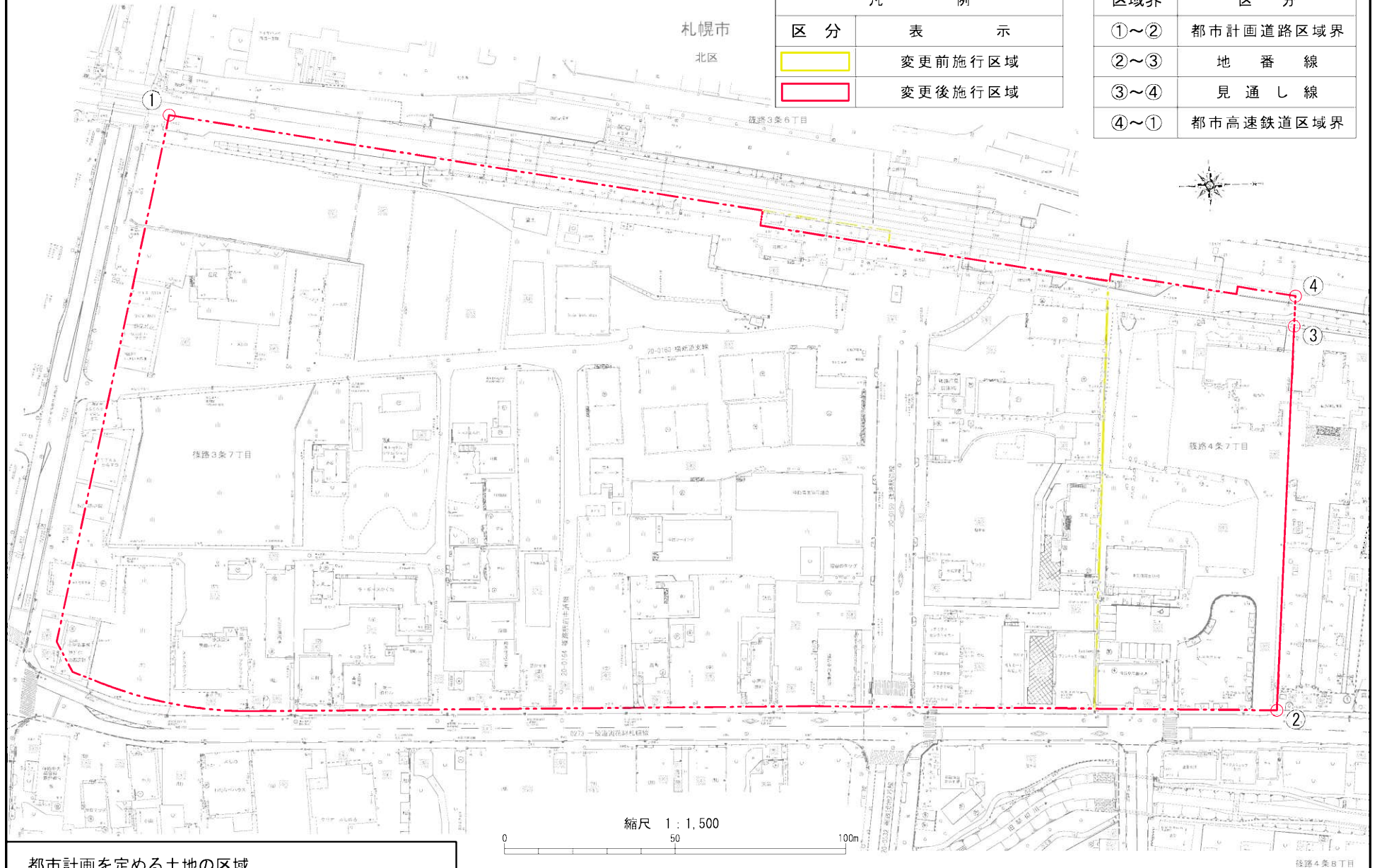
- 凡例
- 変更後の区域
 - 変更前の区域
 - 変更のない区域

札幌圏都市計画事業 篠路駅東口土地区画整理事業 計画図（現況図）

札幌市
北区

凡 例	
区 分	表 示
	変更前施行区域
	変更後施行区域

区域界	区 分
①～②	都市計画道路区域界
②～③	地 番 線
③～④	見 通 し 線
④～①	都市高速鉄道区域界



都市計画を定める土地の区域
札幌市北区篠路3条7丁目、篠路4条7丁目の一部

篠路4条8丁目